逆に標榜を無視して其の力を発動的にすることをせず労働
運動の執り手たるがための法律が実行を工場代表者会議に委して
従来以上に指令するか如きは滑稽といはねばならぬ。諸君にす
し理解出来るであらう　だがこんな誤りは何々やつて来たのだ。
工場代表者会議は「法律の執行」「工場代表者会議」の「拡大
之実行」のために一定の「実行委員会」が造らるべきであり「常任
委員会」が設けらるべきである　其処が今後の行動機関とな
るのである。
だから工場代表者会議は今後それ自身が行動のための機関は
委か工場委員会から醸出しなければならないといふ事もすぐに
るであらう。
そして　ただ一つ少数でもよいから必ず一つ要求を規定しなければならぬ。
そこで其の内容を具体的に述べよう

工場代表者会議が当面の問題に就て工場閉鎖絶対反対賃銀値下
絶対反対といふ要求を決議したとする。また労働者に対して緊急救済
法の制定実施を要求したとする或は三
交替制の制定を議会に請願することを決議したとしたらそれで
新に選ばれた工場代表者会議の委員会は直ちに此法律を執行し
決議の具体化に努めつつ、労働組合は此決議の正当なる事を宣揚
しオルガナイザーは其具体的化の為にアジテーションをやる見よ今
日は工場を単位に闘争に導かんとする所から全然異なつた　それは
必然であり　そこに工場代表者会議を基礎とする工場代表者会議の重
要性があるのだ
要求は「工場代表的会議で決議した「工場閉鎖絶対反対
「賃銀値下絶対反対」の外にまたある「時間の問題　解雇の問題
」「設備の問題」、「鬱積したる労働者の不平が一時に爆